

相続税の申告の準備はお早めに！

相続税は、個人が被相続人（亡くなられた人のことをいいます。）から相続などによって財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税金です。

相続税の申告が必要な人

被相続人から相続などによって財産を取得した人それぞれの課税価格の合計額（相続財産等の合計額）が、**遺産に係る基礎控除額**を超える場合に、その財産を取得した人は、相続税の申告をする必要があります。

$$\text{「遺産に係る基礎控除額」} = 3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人の数})$$

(※ 上記「遺産に係る基礎控除額」は、平成27年1月1日以後に相続などにより取得する財産に係る相続税についてのものです。)

一般的な相続税の申告手続のスケジュール

被相続人の死亡（相続開始）

相続税の申告と納税の期限は、被相続人が死亡したことを知った日の翌日から10か月以内

① 相続財産や債務の概要の確認

相続税の仕組みや相続財産・債務の概要を確認します。

② 相続財産や債務の詳細の把握

相続税の申告が必要かどうかを確認するため、相続財産や債務の詳細を把握します。

【遺産分割協議書の作成】

遺言書がない場合には、相続人全員で遺産の分割について協議し、遺産分割協議書を作成します。

なお、相続税の申告書の提出期限までに遺産分割についての協議が調わないときには、民法の規定による相続分等の割合に従って財産を取得したものとして相続税を計算します。

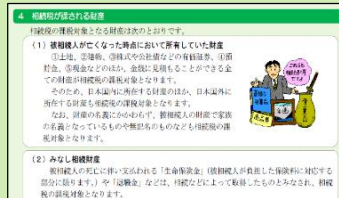
③ 相続税の申告書の作成

相続税の申告が必要な場合は、相続税の申告書を作成します。

国税庁ホームページの各種ツールをご利用ください

相続税のあらまし

相続税の仕組みを分かりやすく解説しています。



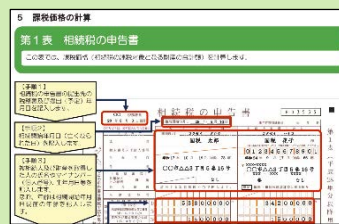
相続税の申告要否判定コーナー

相続財産の金額などを入力することにより相続税の申告のおおよその要否を判定します。



各種特例を適用した相続税の申告書の記載例

適用件数の多い「小規模宅地等の特例」や「配偶者の税額軽減」の適用を受ける事例について、相続税の申告書の記載の仕方を分かりやすく解説しています。



相続税の申告書作成時の誤りやすい事例集

相続税の申告書を作成するときの誤りやすい項目について、事例形式で説明したものです。



※ 掲載場所については、裏面の「国税庁ホームページの『相続税・贈与税特集』」をご覧ください。

相続税の申告と納付

(例) 平成28年4月16日(土)に亡くなられた場合
平成29年2月16日(木)が相続税の申告と納税の期限になります。



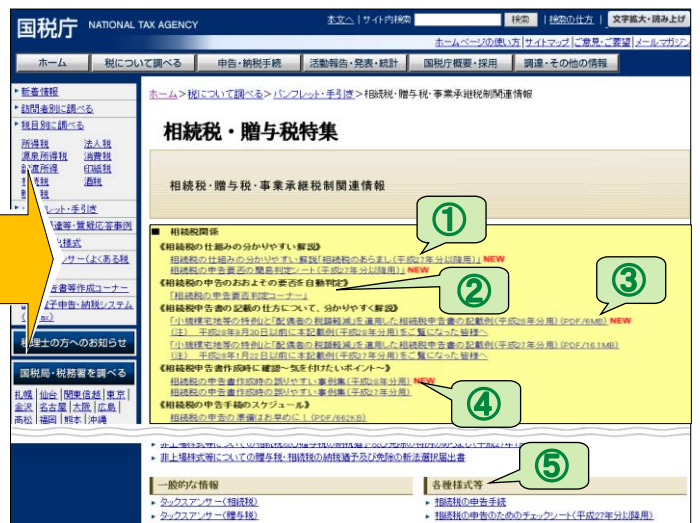
国税庁

この社会あなたの税がいきている

国税庁ホームページの「相続税・贈与税特集」

相続税などの関連情報を集約した「相続税・贈与税特集」を是非ご覧ください！

「国税庁ホームページ」(http://www.nta.go.jp) トップ画面



※ この画面は、平成 28 年 11 月現在のものです。

「相続税・贈与税特集」のご案内

- ① 相続税のあらまし
- ② 相続税の申告要否判定コーナー
- ③ 「小規模宅地等の特例」と「配偶者の税額軽減」を適用した相続税申告書の記載例
- ④ 相続税の申告書作成時の誤りやすい事例集
- ⑤ 各種様式等（相続税の申告手続（申告書）、相続税の申告のためのチェックシート） など

「相続税についてのご相談」は

電話相談センターをご利用ください！

最寄りの税務署へ電話していただき、自動音声によりご案内しますので、「1」を選択した後、相談内容に応じて番号を選択（相続税は「3」を選択してください。）すると、電話相談センターにつながります。

税務署でのご相談は、電話で事前予約をお願いします。

申告のための具体的な計算方法などについて、税務署での面接による個別相談を希望される場合は、事前予約制とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください（自動音声に従って「2」を選択してください。）。

「税理士をお探しの方」は

日本税理士会連合会ホームページ内の「税理士情報検索サイト」(<https://www.zeirishikensaku.jp>) で税理士や税理士法人（以下「税理士等」といいます。）の検索が可能となっています。

なお、税理士業務である①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談は、たとえ無償であっても税理士等でない者は、他人の求めに応じて行ってはならないとされています。

税理士等でないにもかかわらず税理士業務を行ういわゆる「ニセ税理士」にご注意ください！

